

令和3年度 公文書開示（8月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分			(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等		
					一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号	
1	R3.7.29	R3.8.3	東京都知事（○）第〇〇号 株式会社〇〇に係る次の公文書。ただし、履歴事項全部証明書を除く。 （1）平成28年7月15日受付第〇〇号の宅地建物取引業免許申請書 （2）平成29年8月10日受付第〇〇号の宅地建物取引業者名簿登録事項変更届出書 （3）令和元年9月10日受付第〇〇号の宅地建物取引業者名簿登録事項変更届出書 （4）令和元年11月22日受付第〇〇号の宅地建物取引業者名簿登録事項変更届出書 （5）令和3年6月22日受付第〇〇号の宅地建物取引業者名簿登録事項変更届出書	51	1														（7条4号）印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため。	住宅政策本部住宅企画部不動産課
2	R3.8.5	R3.8.10	東京都知事（○）第〇〇号 株式会社〇〇に係る次の公文書。ただし、履歴事項全部証明書を除く。 （1）平成28年11月29日受付第〇〇号の宅地建物取引業免許申請書 （2）平成29年7月20日受付第〇〇号の宅地建物取引業者名簿登録事項変更届出書	54	1														（7条4号）印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため。	住宅政策本部住宅企画部不動産課
3	R3.8.10	R3.8.11	東京都知事免許宅地建物取引業者リスト（令和3年8月10日現在）	※	1														—	住宅政策本部住宅企画部不動産課
4	R3.8.11	R3.8.12	（1）「抽選・部屋決め会」及び今後の予定等について（通知）（7月19日）（2）深沢アパート1～4号棟 3～4階にお住いの移転対象のみなさま 入居手続き書類の提出及び今後の予定等について（7月29日）（3）深沢アパート1～4号棟 1～2階にお住いの移転対象のみなさま 入居手続き書類の提出及び今後の予定等について（7月29日）（4）日野新井アパート先行移転対象のみなさま 入居手続き書類の提出及び今後の予定等について（7月16日）（5）国立北三丁目アパート8～11号棟の移転対象者の皆様へ 建替移転に関する資料の送付について（7月15日）	63	1														—	住宅政策本部西部住宅建設事務所管理課
5	R3.8.5	R3.8.16	都営高層住宅江東区豊洲四丁目団地整備工事 金額入り工事設計書（細目を含む）	※	1														—	住宅政策本部東部住宅建設事務所建設課
6	R3.8.11	R3.8.18	台東小島アパート 部屋決め抽選会について、移転先住宅の追加について 浮間三丁目アパート 浮間三丁目アパート戻り入居 部屋決め抽選会結果のお知らせ 西新井本町三丁目アパート 西新井本町三丁目アパート部屋決め抽選会のお知らせ 新宿二丁目アパート 新宿四丁目アパート部屋決め抽選会のお知らせ 鎌倉二丁目アパート 今後の予定 辰巳一丁目アパート 辰巳一丁目アパート建替えに伴う移転説明会中止のお知らせ、移転説明会資料、移転先住宅関係資料、質疑応答事例、居住者調査票、辰巳一丁目アパートへの戻り移転について 南砂五丁目アパート 部屋決め抽選会のお知らせ 谷在家アパート 移転説明会資料、移転先住宅関係資料、居住者調査票、移転先住宅見学会のお知らせ、質疑応答事例、建替え移転説明会への参加における留意事項について 保木間第4アパート 移転先見学会 見学会のお知らせ	※	1														—	住宅政策本部東部住宅建設事務所折衝課
7	R3.8.23	R3.8.31	東京都知事（○）第〇〇号 株式会社〇〇に係る次の公文書 ・平成31年3月12日受付第〇〇号の宅地建物取引業免許申請書のうち添付書類（5）	1	1														（7条4号）印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため。	住宅政策本部住宅企画部不動産課
8	R3.8.25	R3.8.31	東京都知事（○）第〇〇号 〇〇株式会社に係る次の公文書。ただし、履歴事項全部証明書を除く。 ・平成29年4月26日受付第〇〇号の宅地建物取引業免許申請書	28	1														（7条4号）印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため。	住宅政策本部住宅企画部不動産課

表の見方  
 <決定区分>  
 ・開示、一部開示、非開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」を記入しています。  
 <(根拠規定) 条例7条>  
 ・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。  
 <公文書の件名>  
 ・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。  
 ・決定区分が存在しない場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。  
 <公文書の枚数>  
 ・光ディスクへ複写し交付している場合は、「※」を記入しています。